

処 分 基 準

令和元年11月27日作成

| |
|---|
| 法 令 名：道路交通法 |
| 根 拠 条 項：第91条 |
| 処 分 の 概 要：運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更 |
| 原権者（委任先）：青森県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め：道路交通法第93条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第23条第1項（適性試験）、第24条第6項（技能試験） |
| 処 分 基 準：身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。 |
| 問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部交通部運転免許課 試験・教習所係（電話017-782-0081） |
| 備 考： |